

法制定と 今後の公共調達について

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 つねやま しゅうじ 常山 修治

1. はじめに

公共施設は、国民生活、経済活動の舞台装置そのものであり、国民のニーズを満足し、安全で安心して使用できる施設を提供する上で、公共工事の品質確保はきわめて重要な課題であり、現在および将来の世代にわたる国民の利益にもなります。しかしながら、公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右されます。一方、昨今では「ダンピング入札」や「くじ引きによる落札者決定」が急増するだけでなく、ペーパーカンパニー等の不良不適格業者の横行、不良工事の発生などきわめて憂慮すべき事態となっています。

また発注者側についても、受注者の選定に当たって十分な技術力の審査が行われていないことや、監督・検査の要領さえ整備されていないといった発注体制が、脆弱で能力が不足している状況が一部の地方公共団体において見受けられるのが現状です。

現下の厳しい財政状況では予算のより効果的・効率的な執行が求められており、今後は、わが国の建設業が優れた技術力を有するまでに成長してきたことを踏まえ、技術提案を求めることなどを

通じて民間の持つ技術力を積極的に活用していくことが重要となっています。

このような中、さる3月30日参議院本会議において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」といいます）が成立し、4月1日より施行されました。「品確法」では、価格と品質に優れた契約を公共工事契約の基本に位置付け、この基本が守られるよう、①すべての公共工事において入札に参加しようとする者の技術的能力の審査を実施しなければならないこと、②民間の技術提案の活用にも努めるべきこと、③市町村等の発注者の支援に関することなどが規定されています。

本稿では上記の背景と「品確法」の成立を踏まえ、今後の公共調達のあり方について述べたいと思います。

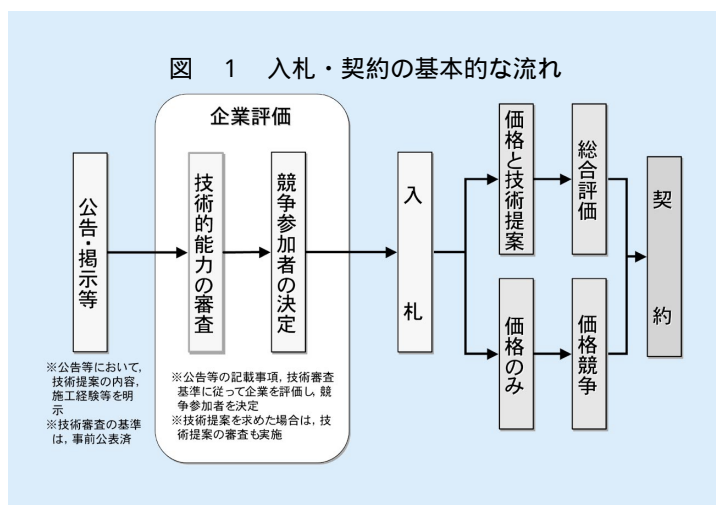
2. 技術的審査の実施

品確法の第11条では、「発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施行状況の評価、当該公共工事に配置が予定されている技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。」とあります。

公共工事は、工種・技術的難易度が多種にわたっており、適切な品質を確保するためには、施工させようとする企業の施工経験を適切に評価することが必要不可欠です。個々の工事の発注に当たって適切な企業選定を行うためには、その工事の内容に応じたその時点の企業の施工能力の評価＝技術力の審査が必要となります。

これまで、直轄工事も都道府県、政令指定都市においては、工事实績のデータベースの活用等により、競争に参加しようとする企業における過去の同様の技術力を要する工事の施工経験・当該工事の工事成績、および配置予定技術者の過去の同様の技術力を要する工事の施工経験・当該工事の工事成績について審査を行ってきました。

一方では、全国の市町村においては、工事实績のデータを利用しているのは全体の約5%（平成16年4月1日現在）にすぎず、品確法施行後の現在、市町村での工事实績のデータベースの普及活用が急務となっています。



3. 工事实績に関するデータベースの活用

工事实績のデータベース（通称「コリンズ」）は、国土交通省が関係機関と連携して構築してきたもので、平成6年から5,000万円以上の工事、平成9年から2,500万円以上、平成14年10月からは、500万円以上の公共工事についてデータの蓄積を行ってきており、すでに約10万社、約140万

件の工事实績が蓄積（平成16年12月現在）されています。施工経験の確認は、よい公共調達の基本ですが、前述のように、市町村レベルでは未だ定着しているとはいえない状況にあります。

このため、平成15年4月1日から市町村のデータベースの利用料金が1/5に引き下げられたところですが、品確法の施行を踏まえ、すべての自治体で工事实績のデータベースの利用が行われることを目指し、さらなる普及促進策について関係機関と調整を進めているところです。

4. 工事成績の活用

入札参加候補者の施工能力の評価に当たって、施工経験に加えて、工事成績を考慮する必要があります。施工経験の確認だけでは、良い施工であったか悪い施工であったかを判別できず、良い施工をした企業と悪い施工をした企業が同列に扱

われることになり、良い仕事をしようとするインセンティブが働きません。入札参加者の選定・審査に際して工事成績を考慮し、例えば、良い仕事をした企業ほど、より多くの入札参加機会が得られる方法を取り入れることによって、適切な能力競争の実現が可能となります。

このような考えから、国土交通省では平成15年度から①一定の工事成績評点（65点以上）に満たない実績については実績として認めない措置、②優良な工事成績を持つ

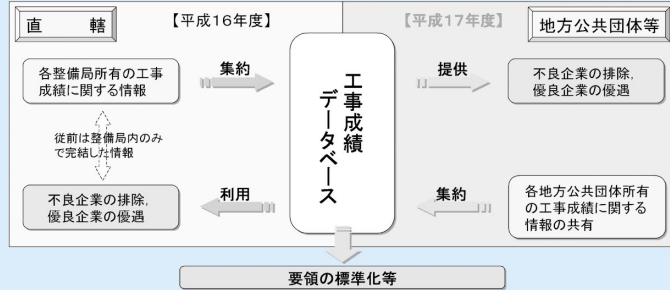
企業のみが参加できる工事の試行、③指名審査において工事成績を今まで以上の重みをもって評価する等に着手しています。

また、近い将来、工事成績を採点していない自治体においても入札時に工事成績を考慮できるように、自治体への提供も視野に入れながら、直轄工事の工事成績を統合化した「全国工事成績統合データベース」を平成16年度内に構築したところであり、能力競争の実現に向け、工事成績の活用を推進していきます。

図 2

地方公共団体等での工事成績の活用を促進させるため、直轄工事成績データの提供を行うとともに、地方公共団体と連携してデータの拡充を推進

- ・直轄工事成績データを地方公共団体に提供することにより、工事成績評定を行っていない地方公共団体をはじめとして、企業評価において工事成績の活用を促進
- ・併せて、地方公共団体と連携して工事成績評定データの交換・充実に着手し、直轄における地方公共団体の工事成績の活用を推進



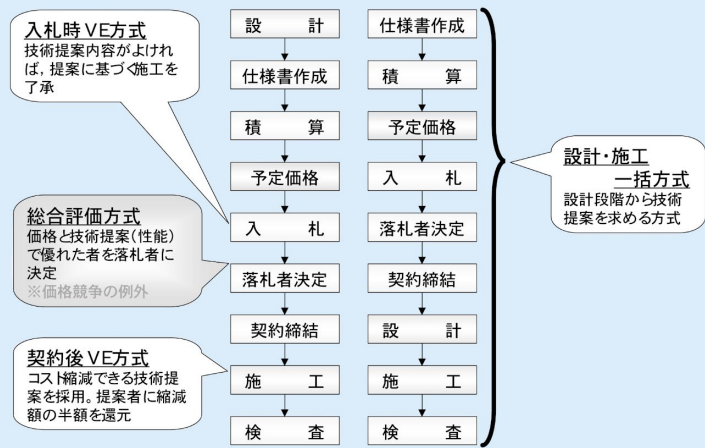
方式です。一般競争入札および公募型競争入札を中心に、国土交通省でも発注額の2割以上を目標に試行されております。総合評価落札方式の導入においては、各工事の特性を勘案した評価項目が設定されております。表 1 は、平成15年度に国土交通省で実施された総合評価方式における主な評価項目です。

また、入札時 VE 方式や、契約後 VE、および設計・施工一括方式など、総合評価方式と共に、さまざまな方式が採用されつつありますが、このような中で、総合評価

5. 民間の技術力を引き出す「能力競争」

公共工事を価格のみの競争ではなく、「能力競争」により最も価値の高い調達を行おうとする試みは、比較的規模の大きな工事を対象に数年前から始まっています。総合評価落札方式は、落札者の決定において、価格のみでなく、性能をあわせて評価する入札

図 3 民間の技術力を活用する入札方式



総合評価の評価事例 (H15年度国交省)

大分類	小分類	具体例
ライフサイクルコスト	維持管理費	消費エネルギー（電力，燃料）をどのように低減させるか
性能・機能	初期性能の持続性 騒音低減 耐久性	供用後の路面のわだち掘れをいかに抑制するか 供用後の走行騒音を何 dB 低下できるか 鉄筋の腐食を防止するため、コンクリートのひび割れをいかに抑制するか
	安定性	走行車両の安定性を保つため、床版コンクリートの平坦性をどのように向上させるか
環境の維持	騒音 振動 粉塵 水質汚濁 大気汚染 生活環境 生態系	工事中の工事騒音を何 dB 低下できるか 工事中の工事振動を少なくするためにどのような対策をとるか 工事用車両の走行による粉塵をどのように抑制するか 濁水の pH 値をいかにして下げる（上げる）か NOx・SOx 等の排ガスをどのように抑制するか 近隣住民とのコミュニケーションをどのように図るか 貴重動植物の生息地の改変面積をいかに少なくするか
交通の確保	規制時間 交通ネットワークの確保	工事に伴う交通規制時間の短縮効果 車線規制・迂回路使用の日数短縮効果
特別な安全対策	安全対策の良否	一般車両・歩行者の安全をどのように確保するか
省資源対策またはリサイクル	省資源対策 リサイクルの良否	現地発生材をいかに有効活用するか 解体コンクリートをいかに再利用するか
その他	その他	

方式についてもさまざまなバリエーションの方式が各地で試行され始めています。以下、最近実施された新たな試みについて簡単に紹介します。

(1) 見積もりを参考に予定価格を設定した事例
 四国地方整備局管内の「平成16 18年度河ノ瀬高架橋工事」(高知県),「平成16 18年度小坂高架橋工事」(愛媛県)では、通常の総合評価方式、設計・積算一括方式に加え、競争に参加した者から提出された技術提案とともに、その見積もりを評価し、最適提案予定価格に技術提案者の見積もりを反映させる方式を試行しています。ここでは、標準工法をもとにした積算は行わない代わりに、最優秀技術提案者の見積もりを参考に予定価格を設定しています。

(2) 品確法第14条の先取り事例

品確法第14条には、「発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。」という条項が盛り込まれました。

本誌4月号で紹介のあった「国道2号岡山市内立体高架橋工事」(中国地方整備局;岡山市)では、予定価格に技術提案者の見積もりを反映させる方式を採用しました。見積もりを予定価格に反映させる点では、前述の四国地方整備局の事例と同様ですが、岡山の事例では、技術提案の審査を

踏まえて予定価格を定めるため、学識経験者で構成する「技術活用専門委員会」を開催し、予定価格決定のプロセスを審議したことが特筆されます。これは、まさに法の施行を先取りするものとなっています。

(3) 品確法を踏まえた新たな取り組み

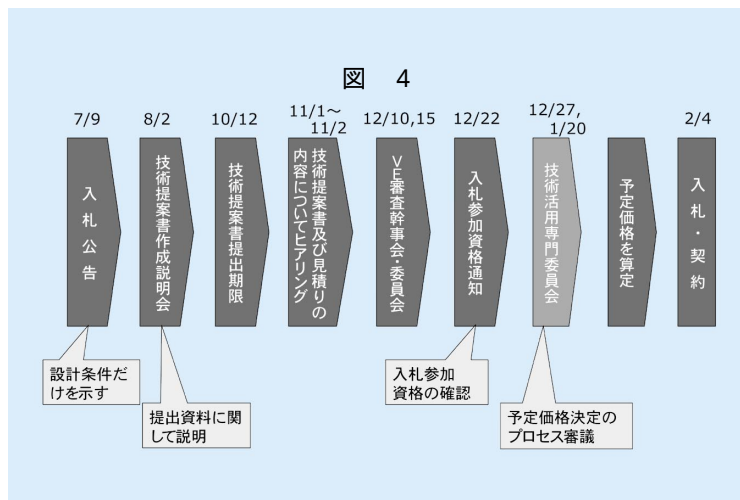
品確法第13条には、「発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。」という条項が盛り込まれました。平成17年度には、本条項に基づいた「技術的対話」を導入した新たな取り組みを試行する予定です。

6. 発注者支援

品確法第15条には、発注関係事務について規定され、第1項では「発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。(以下、省略)」と規定されました。

公共工事の発注者には、『工事費の適切な見積もり』『適切な企業を選定』『工事の監督および検査を適切に実施』する責任がありますが、市町村のうち約26%は1人も技術者が存在せず、これらの責任を果たせない状況が見受けられます。法第15条の規定の前提には『発注者の能力には大幅な差異がある』ということ認識する必要があります。

また、工事の監督要領や検査要領の整備状況をみても、市町村の整備の遅れが顕著になっています。



今後は、市町村の発注関係事務のうち、技術的事項を支援するのみならず、実際の工事に際しての監督・検査といった事務に対しての支援が強く求められます。

7. おわりに

品確法の制定を踏まえ、個々の工事における技術力の評価・活用がますます重要視されてきます。簡単な工事については、技術審査のみで技術提案を求めないものもありますが、簡易な技術的工夫により施工条件等が向上する工事、例えば、町中の道路工事で、歩行者の安全への配慮の工夫が求められるものや、工事中の環境対策（工事騒音や濁水対策など）が求められる工事は、簡単な技術的な提案を求めるべき工事の範疇となります。

また、技術提案によりコスト縮減や品質・性能の向上が図れる工事、例えば、供用後の路面騒音値をどれほど低減できるかとか、濁水のpH値をどのように下げる（上げる）かといった工事では、今まで以上に、総合評価方式の採用が求めら

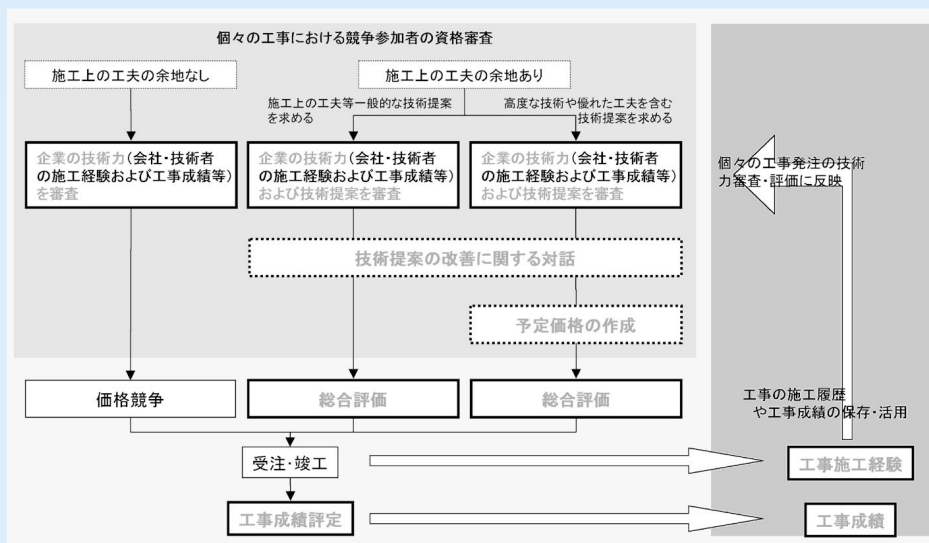
れます。さらに、交差点の立体化工事をいかに大幅に短縮できるかといった大規模で難易度の高い工事については、高度な技術力や新技術を必要とするため、設計・施工一括方式を導入することや、技術提案の改善を提案する機会を与えるなどの措置を講じていく必要があります。

今後、政府全体の課題として、品確法に関わる基本方針の策定が急務となっております。策定する基本方針は、まさに法を運用していく上での基本となるものであり、基本方針を基にすべての発注者が品質確保のための施策を進めていくことになり、重要な役割を果たすものになります。

市町村を含めたすべての発注者が、自ら主体的に公共工物品質確保に適切に取り組むことができるよう、法の運用を定め、その内容を周知徹底していくことが今後求められてきます。

国土交通省としても政府がとりまとめる基本方針の策定において中心的な役割を果たしていくことが必要と考えており、発注関係省庁等とも協力・連携を図りながら、公共工物品質確保の促進に向けて、最大限の努力をして参りたいと考えております。

図 5 個々の工事における技術力の評価・活用



※技術提案:当該工事の品質に関する技術資料のこと。評価項目としては、機能、使いやすさ、安全性、耐久性、美観等、社会資本が有すべき性能、および工事目的物の出来形、出来ばえ等の品質ならびに工事中の安全性、利用者の利便性への影響、工事による環境への影響、公共の福祉等公共工事を実施する上で考慮すべき性能等がある。

※□は、法案で規定する事項